

第5号様式(第3条第4項)

野田市自転車等駐車場定期使用申請結果通知書

年 月 日

様



自転車等駐車場使用について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 許可します

許可番号

駐車場名称

駅

自転車等駐車場

許可期間

年 月 日から

年 月 日まで

車 種

駐車位置

2 不許可とします

理 由

使 用 上 の 注 意

- 1 野田市自転車等駐車場条例に違反する行為をした場合は、使用許可を取り消します。
 - 2 使用する月の前月の末日までの間に条例で定める使用料を納入しなければなりません。
(許可期間内であっても定められた期日までに納入しない場合は、許可を取り消しますのでご注意ください。)
 - 3 使用料は、1箇月分、3箇月分、6箇月分を選択して納入することができます。
 - 4 使用料を納入したら、定期使用シールを受け取り、自転車の見やすい箇所にはってください。
- ※ 自転車等駐車場内における盗難、損傷、その他事故による損害について、市及び指定管理者は一切責任を負いません。

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。